

北海道選挙管理委員会告示第34号

令和5年3月30日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和5年3月31日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚正寛

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	88,781
3分の1の数	654,878

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	71,048	根室市	6,783
札幌市北区	80,697	千歳市	27,323
札幌市東区	74,598	滝川市	11,135
札幌市白石区	61,775	登別市	13,188
札幌市厚別区	36,256	恵庭市	19,747
札幌市豊平区	65,336	伊達市	9,399
札幌市清田区	31,238	北広島市	16,413
札幌市南区	39,011	北斗市	12,583
札幌市西区	62,579	空知地域	46,588
札幌市手稲区	39,972	石狩地域	21,692
函館市	71,656	後志地域	24,078
小樽市	32,216	胆振地域	14,320
旭川市	93,806	日高地域	17,635
室蘭市	22,926	渡島地域	24,123
釧路市	46,735	檜山地域	9,661
帯広市	46,958	上川地域	34,979
北見市	32,721	留萌地域	12,113
岩見沢市	22,450	宗谷地域	7,835
網走市	9,657	オホーツク東地域	16,010
苫小牧市	47,725	オホーツク西地域	18,147
稚内市	9,094	十勝地域	46,701
江別市	33,980	釧路地域	16,293
名寄市	7,532	根室地域	12,976

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,197
	3分の1の数	119,943
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,471
	3分の1の数	153,925
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,587
	3分の1の数	154,889
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,593
	3分の1の数	76,534